

地籍調査成果修正の事務取扱要領（改正版）

（目的）

第1条 この要領は、地籍調査の登記完了地区において、市民から登記所の登記簿及び地図の修正を依頼する相談があった場合の手続きを定めたものであり、これにより地籍調査事業の信頼の回復と地籍の明確化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要領は、浜松市の実施した地籍調査箇所において、登記所の登記簿及び地図に誤りがあり、その原因が地籍調査の成果の誤りによると思われる場合に適用する。

（修正可否の調査の申請）

第3条 地籍調査の成果に誤りがあると思う土地所有者等は、市に対して修正の可否についての調査を、「地籍調査成果の修正調査申請書」（様式1）により申請できるものとする。この場合、位置図、公図及び誤りの内容が分かる図面等を添付するものとする。

（修正可否の調査）

第4条 市は、前条の申請があったものについて、以下の書類等により、地籍調査の成果について誤りの有無を調査する。

（1）地籍調査以前の登記関係書類

（2）地籍調査実施当時の調査資料

（3）関係土地所有者等からの聞き取り

2 前項における調査の結果、地籍調査の成果に誤りがあったと認められる場合は、次に掲げる各号について修正の可否の調査を行うものとする。

（1）誤りの原因が浜松市にあること

（2）関係土地所有者等が合意した正しい筆界が存在すること

（3）所轄登記所の登記官において「地籍調査の成果の誤り等の処理について（昭和38年4月5日付け経済企画庁通達）（以下、「通達」という。）」に規定される手続きで修正が可能であること

3 前項の各号全てに該当する場合には地籍調査の成果の修正を行い、それ以外の場合には修正を行わないものとする。

（修正可否の調査結果の通知）

第5条 市は、申請者に対して前条における調査の結果を修正調査報告書（様式2）により通知するものとする。

（修正に係る事務）

第6条 市は、修正を行うことになった場合、修正登記の手続きを通達に基づき行うものとし、これに必要な資料について事前に所轄登記所の登記官と打ち合わせを行うものとする。

とする。この結果、必要となった資料のうち申請者において収集可能なものは申請者に依頼することとする。

(修正登記完了の報告)

第7条 市は、修正登記が完了した場合は、申請者及び修正の結果影響のあった土地所有者等に対して修正登記完了報告書(様式3)で通知するものとする。

(誤りの結果生じた損害に対する措置)

第8条 地籍調査の成果の誤りを原因として生じた損害について土地所有者等から賠償請求の申し出があった場合は、法の定めるところにより適切に対応するものとする。

附 則

1 この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。

附 則 改正

1 この取扱いは、平成22年4月1日から実施する。

附 則 改正

1 この取扱いは、平成23年7月1日から実施する。

(様式1)

平成 年 月 日

浜 松 市 長 あて

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
(連絡先 _____)

地籍調査成果の修正調査申請書

地籍調査を実施した浜松市 _____ 区 _____ 地区 の下記土地に
ついて、誤りがあると思いますので調査を申請します。

記

1 土地地番 浜 松 市 _____ 区

2 誤りの内容 _____

3 添付書類 位置図・公図
誤りの内容の分かる図面等

(様式2)

浜 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

修正調査報告書

平成 年 月 日付けで申請のあったことにつきまして、調査が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 土地地番 浜松市 区

2 誤りの種類

3 回 答

4 担 当

産業部 農林業振興課 国土調査グループ

Tel. 0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 1 3

(様式3)

浜 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

修正登記完了報告書

下記の土地について、修正登記が完了しましたのでお知らせします。

記

- 1 土地地番 浜 松 市 区
- 2 修正の種類
- 3 修正登記年月日
- 4 所轄法務局
- 5 修正登記申請書(写し) 添 付
- 6 担 当

産業部 農林業振興課 国土調査グループ

Tel.053-457-2313

(様式1)

(例)

平成 年 月 日

浜松市長あて

申請者 住所 浜松市 区 町 1 2 3 番地
氏名 地籍調助
(連絡先 -)

地籍調査成果の修正調査申請書

地籍調査を実施した浜松市 区 地区 の下記
土地について、誤りがあると思いますので調査を申請します。

記

1 土地地番 浜松市 区 町 1 2 3 番

2 誤りの内容 売買のため実測したところ、私所有の 町 1 2 3 番と隣接地の
1 2 4 番の土地の境界線が公図の位置と違い、公図の位置だと現地
では自宅の屋根にかかってしまう。1 2 4 番の所有者の錯誤太郎と
話をしたところ、お互いにブロック塀の中心が境界だと思っており
地図に誤りがあると思う。

3 添付書類 位置図・公図
誤りの内容の判る図面等

(様式2)

(例)

浜 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

修正調査報告書

平成 年 月 日付けで申請のあったことにつきまして、調査が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 土地地番 浜松市 区 町 123番地

2 誤りの種類 地図の結線誤り

3 回答 申請の内容について調査した結果、昭和 年度に実施した地籍調査において、 町123番と124番の筆界線の結線に誤りがあることが分かりました。124番所有者錯誤太郎様に確認したところ申し出内容について同様の意見であり、静岡法務局浜松支局と協議したところ、地図及び地積の修正を行うことになりましたので、報告します。
なお、以下の書類が必要となりますので、提出をお願いします。

・修正承諾書 ・印鑑証明書 ・地積測量図

4 担当

産業部 農林業振興課 国土調査グループ

Tel. 053 - 457 - 2313

(例)

(様式3)

浜 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

修正登記完了報告書

下記の土地について、修正登記が完了しましたのでお知らせします。

記

- 1 土地地番 浜松市 区 町 123番
- 2 修正の種類 地図訂正及び地積訂正
- 3 修正登記年月日 平成 年 月 日
- 4 所轄法務局 静岡地方法務局 浜松支局
- 5 修正登記申請書(写し) 添 付
- 6 担 当
産業部 農林業振興課 国土調査グループ
Tel. 053 - 457 - 2313